

府 食 第 2 9 7 号
令 和 4 年 6 月 1 日

厚生労働大臣
後藤 茂之 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品健康影響評価の結果の通知について

令和 4 年 5 月 25 日付け厚生労働省発生食 0525 第 6 号により貴省から当委員会
に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

スルファチアゾールは、国内において食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」という。）並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」という。）に使用されておらず、国外においても、農作物及び対象動物に使用される可能性は低いと考えられる。また、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）に定める食品中の残留基準を削除した場合、貴省により、同規格基準 第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格 1 に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」の管理措置がとられることから、当該管理措置が適正に実施される場合にあっては、今後、スルファチアゾールが残留した食品が国内に流通する可能性はないと考えられるので、当該残留基準の削除は食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。